

## 宮城県行政評価委員会運営規程の改正について

## 1. 改正の理由

県の組織改編に伴う改正（第 8 条）

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災発生により、震災復興への迅速かつ優先的な対応に向け、平成 23 年 4 月 22 日に県の組織改編がなされ、部・課名が「企画部政策課」から「震災復興・企画部震災復興政策課」に変更となったことから、委員会の庶務を所掌する組織名称も変更するもの。

## 2. 改正の内容

規程第 8 条：庶務	
【現 行】	【改正後】
第 1 条から第 7 条まで（略） （庶務）	第 1 条から第 7 条まで（略） （庶務）
第 8 条 委員会の庶務は、 <u>企画部政策課</u> において処理する。	第 8 条 委員会の庶務は、 <u>震災復興・企画部震災復興政策課</u> において処理する。
第 9 条（略）	第 9 条（略）

平成 23 年 4 月 22 日施行



# 宮城県行政評価委員会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、行政評価委員会条例（平成13年宮城県条例第14号。以下「委員会条例」という。）第7条の規定に基づき、宮城県行政評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項等)

第2条 行政評価委員会、政策評価部会、大規模事業評価部会及び公共事業評価部会の調査審議事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、表中政策評価部会の項第2号、大規模事業評価部会の項第2号及び公共事業評価部会の項第2号に掲げる調査審議事項については、委員会条例第6条第7項の規定は適用しない。

名 称	調 査 審 議 事 項
行政評価委員会	1 委員会条例第1条第1項の規定により諮問された事項（行政活動の評価に関する条例（平成13年宮城県条例第70号。以下「評価条例」という。）第8条第1項の規定により委員会の意見を聴くために委員会条例第1条第1項の規定により諮問された事項を除く。） 2 委員会条例第1条第2項の規定による意見に関する事項
政策評価部会	1 委員会条例第1条第1項の規定により諮問された事項（評価条例第4条第1項第1号の評価に関して同条例第8条第1項の規定により委員会の意見を聴くために委員会条例第1条第1項の規定により諮問されたものに限る。） 2 行政評価委員会の調査審議事項1のうち政策評価及び施策評価に関する部分の調査審議
大規模事業評価部会	1 委員会条例第1条第1項の規定により諮問された事項（評価条例第4条第1項第2号イの評価に関して同条例第8条第1項の規定により委員会の意見を聴くために委員会条例第1条第1項の規定により諮問されたものに限る。） 2 行政評価委員会の調査審議事項1のうち大規模事業評価に関する部分の調査審議
公共事業評価部会	1 委員会条例第1条第1項の規定により諮問された事項（評価条例第4条第1項第2号ロの評価に関して同条例第8条第1項の規定により委員会の意見を聴くために委員会条例第1条第1項の規定により諮問されたものに限る。） 2 行政評価委員会の調査審議事項1のうち公共事業再評価に関する部分の調査審議

2 委員会条例第6条第7項の規定により部会の議決が委員会の議決となる所掌事項に係る事務については、部会長が処理する。

(委員会の招集)

第3条 委員会の招集は、委員長が開催の日時及び場所並びに議事事項を示して、審議開催の5日前までに委員に通知して行うものとする。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

2 委員は病気その他の理由により委員会に出席することができないときは、あらかじめ委員長に届けなければならない。

(委員会の議事録)

第4条 委員会の会議については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 会議に付した事案の件名
- (4) 議事の概要
- (5) その他必要な事項

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、公開するものとする。

(部会)

第6条 部会の運営については、委員会の例に準ずるものとする。

2 部会は、必要と認めるときは、この規程に抵触しない範囲内で、自ら運営方法を定めることができる。

(分科会)

第7条 分科会の運営については、部会の例に準ずるものとする。

2 分科会は、必要と認めるときは、この規程に抵触しない範囲内で、自ら運営方法を定めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、震災復興・企画部震災復興政策課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成13年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月22日から施行する。